

資生堂タバコフリーガイドライン

2024年11月1日より施行

《目的》 受動喫煙を防止し、2030年に向けてBeauty Wellness な職場環境を目指す

《定義》

- このガイドラインは、国内資生堂グループの全オフィス、工場、国内資生堂グループで働く全社員（派遣会社、協力会社も含む）を対象とする
- 本ガイドラインでは、タバコの種類は問わず、すべてのタバコを対象とする
- 法改正が行われた場合等は、見直し・変更を行う
- 達成年度は最終期限であり、これより時期を早めることも認められる

			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
喫煙可能 時間			(2019年～) 就業時間内禁煙 ※休憩時間を除く						
			社内周知	喫煙後45分ルール*1の推奨					
喫煙 可能 場所	屋 内 *2	自社ビル・ 工場	(2011年～) 完全禁煙						
		テナント ビル	社内周知・段階的实施	喫煙所を閉鎖または利用しないことを推奨					
	屋 外 *3	自社ビル *4	社内周知・段階的实施	完全禁煙					
		テナント ビル*5	社内周知・段階的实施	喫煙所を閉鎖または利用しないことを推奨					
		工場	段階的に喫煙所の使用を制限、閉鎖						
		得意先 (店頭)	社内周知・段階的实施	屋内外の喫煙所を利用しないことを推奨					
社用車内禁煙			(2011年～) 24時間禁煙						
制服着用時禁煙			(2011年～) 制服着用時は禁煙 ※通勤時間を含む						

*1 喫煙後45分ルール:喫煙後45分間は有害物質が呼出されるとする研究データがあるため、喫煙後45分間は職場や得意先、シャトルバス内等に入らない

*2 屋内:外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部

*3 屋外:上記以外

*4 自社ビル:資生堂が所有するビルまたは、資生堂以外が所有しているが、資生堂の権限で喫煙所を撤去できるビル

*5 テナントビル:資生堂以外が所有しており、資生堂の権限で喫煙所を撤去できないビル